

ニュースリリース

平成 23 年 5 月
福井県小浜市大手町 9-20
小 浜 信 用 金 庫

地域支援定期預金「つながり」の発売について

小浜信用金庫(理事長 森下充)では、平成 18 年度より地域貢献とお客様への利益還元を兼ね合わせた特別金利の定期預金を毎年継続的に発売しご好評をいただいております。

今年度も、お客様への日頃の感謝と地域貢献の継続的な取り組みを行うために、金利は特別金利とし契約者には石川遼選手のオリジナルグッズ「コットンショッピングバッグ」をプレゼントいたします。また、平成 19 年より続けてきたエコや福祉関係への寄付については、特に今回の東日本大震災の被害が甚大であることから復興支援の義援金としての寄付を付けた商品として発売いたします。

記

地域支援定期預金「つながり」

1. 商品概要 別添「商品概要」のとおり
2. 特 徴
 - ① 特別金利 年 0.13% (税引後 年 0.104%)
 - ② 期 間 1 年
 - ③ 募集期間 平成 23 年 6 月 1 日 (水) ~ 8 月 31 日 (水)
 - ④ 募集金額 30 億円 (募集金額に達した時点で締め切らせて頂きます)
 - ⑤ 平成 23 年 8 月 31 日現在のこの商品の預金残高の 0.01%相当分を、当金庫が負担し東日本大震災の被災地復興支援の義援金として寄付を行います。
 - ⑥ 契約者には、石川遼選手オリジナルグッズの「コットンショッピングバッグ」をプレゼントいたします。

以 上

地域支援定期預金「つながり」

平成 23 年 6 月 1 日現在

商 品 名	・ 地域支援定期預金「つながり」
募 集 期 間	・ 平成 23 年 6 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日 (募集金額 30 億円に達した時点で締め切らせて頂きます)
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 定型方式……1 年 ・ 自動継続となります。
募 集 金 額	・ 30 億円
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 1,000 万円未満 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 特別金利 年 0.13% ・ 当初預入期間 (1 年) のみ特別金利を適用します。 ・ 継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金 1 年もの店頭表示利率とします。継続日以降は地域支援定期預金「つながり」としては取扱いません。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手 数 料	_____
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの情報表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120-370-744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
<p>寄 付 の 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様よりお預けいただいた平成23年8月31日の本定期預金残高の0.01%に相当する金額を、小浜信用金庫より経費支出して、東日本大震災の復興支援の義援金として寄付させていただきます。
<p>そ の 他 参 考 と な る 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>